

福県医発第1913号(地)
平成20年 1月24日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

特定病原体等の適正な取り扱いについて（情報提供）

特定病原体等の適正な取り扱いについて、厚生労働省健康局より情報提供があった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

病原体の取り扱いは、その病原体の種類に応じて安全機器の整備、適切な取り扱い等による感染防止策を講じる必要がありますが、先般、病原体を取り扱う施設において、十分に感染防止策を実施せずに病原体を取り扱っていた旨の報道がなされました。

本件は、今回の事例において、病原性等に関して十分に把握しない病原体を受諾し取り扱っていたこと等、病原体の取り扱いに不適切と考えられる点が認められたことを踏まえ、特定病原対等の適正な管理体制の確保について改めて関係機関等に周知を求めるものです。

また、四種病原体等の所持に関しては届出等の手続きは不要ですが、病原体等の取り扱い等について、感染症法に定める基準が適用されることから、当該基準の遵守に関する周知も併せて求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、よろしくご高配の程お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎



(地Ⅲ241)

平成20年1月17日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

特定病原体等の適正な取り扱いについて（情報提供）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律等の施行につきましては、平成19年7月5日付（地Ⅲ94）をもって貴会宛にお送り申し上げます。

今般、別添のとおり、特定病原体等の適正な取り扱いについて、厚生労働省健康局長より、各都道府県知事等に対し通知が出され、本会に対しても情報提供がなされました。

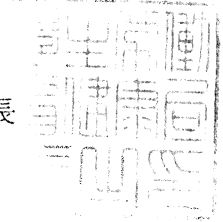
本件は、先般、病原体を取り扱う施設において十分な感染防止策を実施せずに病原体を取り扱っていた旨の報道がなされ、病原性等に関して十分に把握しない病原体を受託し、取り扱っていたこと等、病原体の取り扱いに不適切と考えられる点があったと認められたことを踏まえ、特定病原体等の適正な管理体制の確保について改めて関係機関等へ周知するよう求めるものであります。また併せて、四種病原体等の所持に関しては、届出等の手続きは不要ですが、病原体等の取り扱い等について感染症法に定める基準が適用されることから、当該基準の遵守について関係機関等への周知を求めています。

つきましては、今回の事例は、医療関係の施設で不適切な取り扱いがなされたものではありませんが、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

健 発 第 1203003 号
平成 1 9 年 1 2 月 3 日

各 都道府県知事 殿
各 政令市長 殿
各 特別区長 殿

厚生労働省健康局長



特定病原体等の適正な取り扱いについて（周知依頼）

平素より病原体等の適切な管理について、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、先般、病原体を取り扱う施設において十分な感染防止策を実施せずに病原体を取り扱っていた旨の報道が行われました。病原体の取り扱いは、その病原体の種類に応じて安全機器の整備、適切な取り扱い等による感染防止策を講じる必要がありますが、今回の事例では、病原性等に関して十分に把握しない病原体を受託し、取り扱っていたことなど病原体の取り扱いに不適切と考えられる点があったと認められました。

病原体等の取り扱いについては、本年 6 月 1 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号。以下「感染症法」という。）に基づき、特定病原体等の所持、輸入等の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を講ずることにより、病原体等の適正管理を確立し、感染症の発生の予防及びまん延の防止に資することとしたところです。本制度については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」（平成 1 9 年 6 月 1 日付け健発第 0601001 号厚生労働省健康局長通知）及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴う留意事項について」（平成 1 9 年 6 月 1 日付け健発第 0601002 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）並びに事業者向けの説明会などを通して、周知を図ってきたところですが、今般の事例を踏まえ、特定病原体等の適正な管理体制の確保について改めて関係機関等へ周知していただくよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、四種病原体等の所持に関しては、届出等の手続きは不要ですが、事故等による人為的な感染症の発生による健康被害を防止する観点から、病原体等の取り扱い等について感染症法に定める基準が適用されることから、当該基準の遵守について関係機関等への周知を重ねてお願い申し上げます。